



【次期学習指導要領の方向性について】

○これからの高校教育では、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成し、その際、その資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「**社会に開かれた教育課程**」の実現をめざすことが求められています。

【コンソーシアムの形成について】

○これまで、総合学科高校をはじめ多くの学校は外部機関と連携協定を結んで、外部資源の活用を積極的に進めてきた実績がある一方で、様々な事情から取組を進めることが難しい学校もあります。

○このような中で、県教育委員会では、県立高校改革実施計画に基づき、外部資源の更なる活用を通して、生徒の学習意欲や興味・関心、さらには進路希望の実現に向けた学習ニーズに対応できるよう、大学、短大、専修学校各種学校協会等の教育機関や企業等と「**連携と協力に関する協定**」を結んで、「**県立高校生学習活動コンソーシアム**」を形成しました。

【コンソーシアムの活用のメリット】

○このことによって、個別の連携協定をしていなかった学校においても、コンソーシアムに参加している外部機関と手軽に連携できるようになりました。

○また、個別の連携によって、外部資源の活用を積極的に進めてきた学校においては、今後も各校独自の連携プログラムを進めつつ、必要に応じてコンソーシアムを通じた新たな教育プログラムを活用できるようになりました。

モデルとして先進的な取組：中央農業高校と神奈川工業高校において研究を始めたところであり、その成果を全県に発信していく予定です。

県立高校単位互換システムの構築：同システムは県立高校間での連携による科目の学修や、大学等が開講する講座などにおける学修を通じて単位認定を行う仕組みです。現在も学校教育法施行規則や管理運営規則に基づき、県立高校間の協議により学校間連携による単位修得は可能ですが、取組の充実に向け、今後検討を進めていきます。

【コミュニティ・スクールとコンソーシアムの関係性について】

○平成 31 年度までに全県立高校に導入予定の**コミュニティ・スクール**（学校運営協議会制度）は、地域住民や保護者等との協働による「**地域とともにある学校づくり**」を進める仕組みを持った学校です。

○コミュニティ・スクールの推進とコンソーシアムの活用は、ともに「**社会に開かれた教育課程**」の実現に寄与するものと考えています。ぜひ積極的な活用をお願いします。